広報 にのみや

第221号　発行日 5月10日

編集　二宮町広報編集委員会
発行　二宮町企画課　二宮961番地　電話71－3311

町民憲章

1．きまりを守り、良習をはぐくむ
住みよい二宮町をつくりましょう

待望の無公害焼却場が完成

いよいよ6月6日より運転開始！

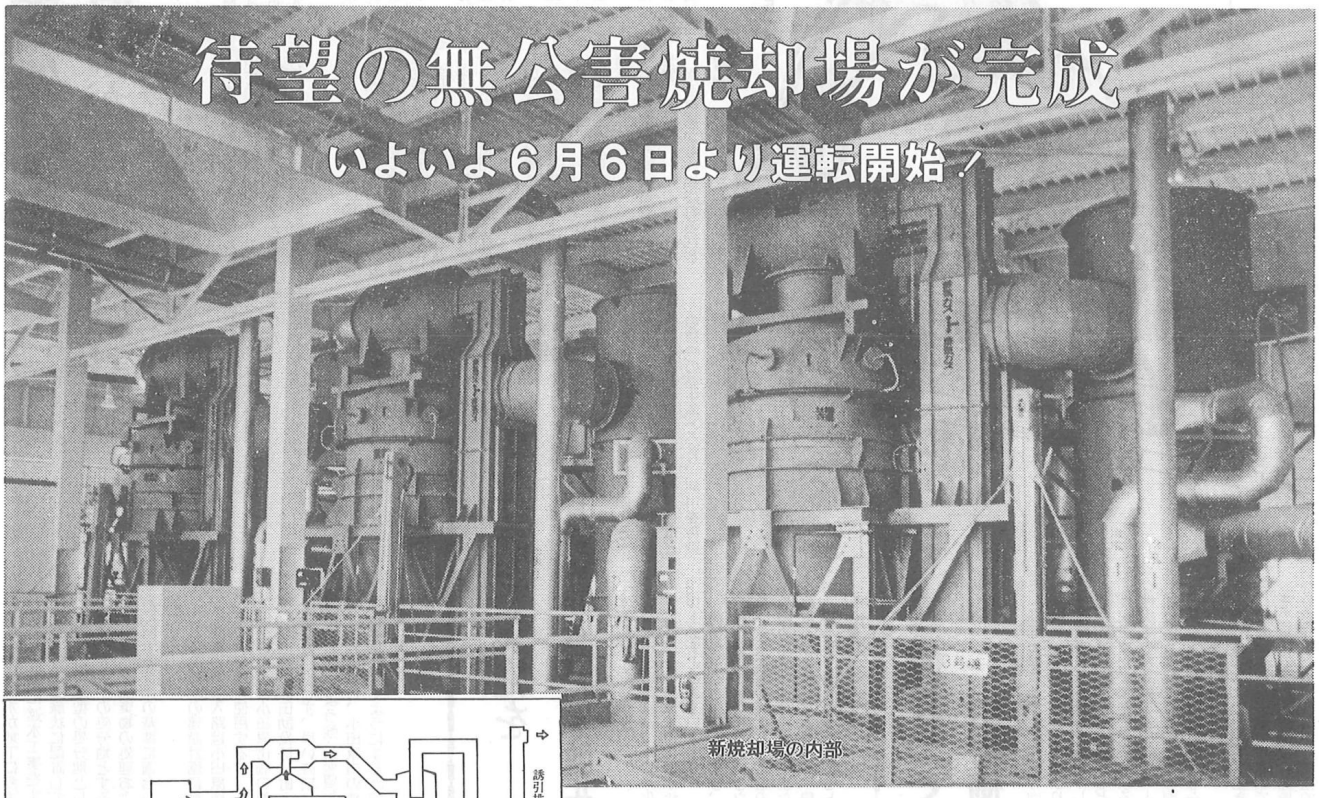

新焼却場の内部

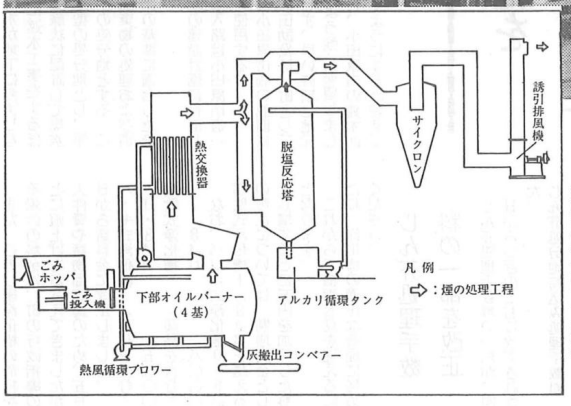

みなさんのご協力 心から感謝します

昨年五月に起工した新じん芥焼却場の工事は、工期変更等のう余曲折はあったものの、来月竣工する運びとなりました。

この施設を建設するに当り、多くの方々のご理解とご協力をいただき、ほんとうにありがとうございました。

今までの経過

現在使用している「つばき園」は約二十年間、みなさんが毎日出すゴミを燃やし続けてきました。

しかし、施設の老朽化とゴミ量の増大、ビニールなどの化学物質の影響による施設の破損などで現在の施設では処理しきれないのが現状です。

そこで、新しい焼却場の建設が必要となり、周辺関係者や地元・中里地区をはじめ、多くの方々のご協力を得て着工、現在に至りました。

計画着手　五十二年
関係住民との話し合い・視察
候補地選定　五十四年一～十月
（一色、中里、二宮の各地内三か所を候補地として選定）
建設地決定　五十四年十月
（現桜美園敷地内・中里地区とする）
焼却炉の機種決定　五十五年一月
（環境に及ぼす影響が少く、各種の法律や基準に適合した固定炉床ガス化燃焼方式を採用）
工事契約の締結　五十五年四月
（伊藤忠商事株式会社と五億四八〇〇万円で締結）
起工式　五十五年五月
一部契約の変更　五十五年九月
（工法の変更に伴い、一九〇〇万円を増額）
最終処分地整備工事の契約を締結　五十五年九月
（焼却残灰、ビン・ガラス破砕粒の処分地として、伊藤忠商事株式会社が四九六〇万円で整備する契約を締結）
一部契約の変更　五十六年三月
（工期変更により、五月末日までの工期とし、契約の内容も一部変更）
町への引渡し　五十六年五月
竣工式　五十六年六月

施設の概要

現在、約二万七〇〇〇人の町民が出すゴミの量はひと月二二～二三㌧ですが、将来、町の人口が四万人になった場合、一日約三六㌧のゴミが出ると推定されます。そこでこれに対応できる施設としました。

建物敷地面積　約二七〇〇平方㍍
最終処分地の面積　約二五〇〇平方㍍（約十～十二年間処分可能の見込み）
焼却能力（一日当り）　三六㌧
（一基一二㌧×三基）
公害防止主要装置　ゴミ焼却の際発生する未燃ガスを再度燃焼し、公害を防止します。
脱塩装置　ビニールなどの化学物質を焼却した場合に発生する塩化水素を除去します。
ばいじん除去装置　焼却ガスの中に含まれている浮遊物を除去します。

このような最新鋭の装置をもつ焼却場は、桜美園や最終処分地が隣接しているため、作業は非常に効率的で、かつ自動化による省力などが図られています。

なお、屋上は桜美園同様にテニスコートとなり、両コートは連絡橋で結ばれます。

みなさんの協力で

計画に着手して以来四年余、用地提供者の方がたをはじめ、中里地区のみなさん、町議会議員、環境衛生処理運営審議会委員、その他多くの方がたのご協力により、ようやく今日完成目途に至りました。

この間、資材や大型機械の搬入、大型車輌の通行、現場の騒音など多くのご迷惑をかけたことを深くお詫びするとともに、建設への理解と協力に対し紙面をもって厚くお礼申し上げます。

今後もご協力を

この施設が完成し、操業を始めても、一般ゴミの中に金属やビン・ガラスなどの他多量の水分が含まれていると施設の管理に不都合を生じ、作業能率や経費面に影響します。

そこで、従来からの分別収集と水分のひとしぼり運動をさらに徹底していただくようお願いします。

富士見が丘二丁目区長に里山氏

里山　馨（新）

富士見が丘二丁目区の区長がきまり、町政事務連絡委員に町長が委嘱しましたのでお知らせします。（敬称略）

住所　富士見が丘2－19－23
電話　73－1303

廃棄物最終処分地を小田原市が百合が丘一丁目西側に計画

施設概要を町に説明

去る四月二十三日、小田原市から、同市中村原字奥ケ入地区を廃棄物最終処分地（約一〇万二〇〇〇平方㍍）にしようとする計画について、当町に説明があり、同市が行う土木、上・下水道、建築工事などのほか、清掃事業から出る廃棄物をこの地に処分すると言うことでした。

説明に対し、町では隣接する当町の住民に対し、早い時期に説明会を開催するよう強く要望し、小田原市側も了承しました。

四月二十三日、小田原市から町に対し、小田原市が同市中村原字奥ケ入地区に建設を予定している廃棄物最終処分地についての説明がありました。

説明には同市の鈴木助役をはじめ関係者六名が町を訪れ、町側からは池田助役と関係職員が説明を聞きました。

これによると、小田原市が行う土木、建築、上・下水道などの工事や施設から排出される廃棄物をこの場所に最終処分すると言うものです。

最終処分地の面積は一〇万一九七九平方㍍(うち、田一万三二一九平方㍍、畑二万五五八六平方㍍、山林六万三一七四平方㍍）で、実際に処分地となるのが約四万九〇〇〇平方㍍（左図参照）位置としては、東海道新幹線の北側で、標高五〇㍍まで投棄する。また、処分地となる約四万九〇〇〇平方㍍の周囲には、約五万三〇〇〇平方㍍の緩衝用の緑地帯を確保する。

この処分地に投棄されるものは、

① 公共事業から発生する土木、建築の廃材等
② 下水道事業から排出される焼却残灰
③ 清掃事業から排出される最終処分物
④ 水道事業から排出される沈砂
⑤ その他、同市の事業から排出される最終処分物

などで、その量は総計で約四〇万立方㍍である。また、第一区域には、処分地内の浸出水が地下に浸透しないよう全面積に遮水工事をするほか、有孔管を葉脈状に配置して集水処理をする管理型の処分地とし、第二区域は安全型の処分地とする。これらのほか、廃棄物の処理および清掃に関する法律の基準に適合した施設とする。

これら処分地の建設計画に付随して、廃棄物の搬入路は小田原市道一〇五～六号線を使用する。

以上のような小田原市側の説明に対し、当町の池田助役は、町としての態度表明をせず、早い時期に地元説明会を開くよう強く要望しました。これに対し、小田原市の鈴木助役も早急に開くようにすると答えていました。

奥ヶ入 橘廃棄物最終処分地平面図

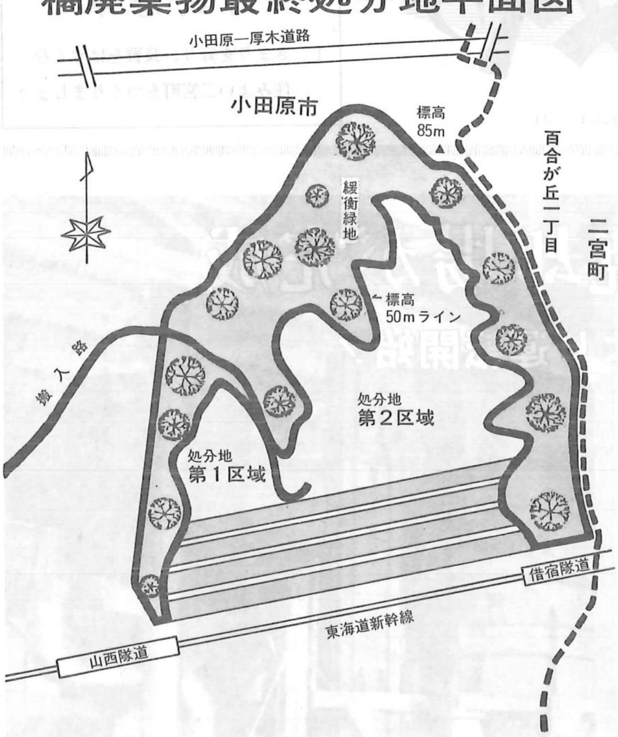

し尿浄化槽

清掃は必ず実施を

五月一日から料金を改正

し尿浄化槽の維持管理が悪いと水洗トイレも汚水が浄化されないで流されるため、悪臭や伝染病、蚊などの害虫の発生源となり、河川を汚染する原因となります。

浄化槽の清掃はバッキ式浄化槽が年二回以上、腐敗式浄化槽が年一回以上必要とされています。

清掃を怠ると汚泥がたまり、良好な浄化機能を保つことができなくなり、生活環境の悪化と浄化槽の寿命を縮める原因となります。また、くみ取る際に余分な水と労力、費用を必要とし、清掃のうえからもトラブルの原因となります。

また、このし尿浄化槽の清掃をする場合の料金は、町の行政指導のもとに値上げをおさえてきましたが、人件費や諸物価高騰のため、五月一日から新料金に改正しました。

バッキ式浄化槽　（薬品を含む）
0・8㌔㍑　五五〇〇円

腐敗式浄化槽　（薬品を含む）
1・8㌔㍑　八〇〇〇円

なお、バッキ式浄化槽1・8㌔㍑、腐敗式浄化槽0・8㌔㍑を越える量の汚泥については、割増料金として1㍑増すごとに五円を加算した料金となります。

これから、梅雨と夏を迎えるにあたり、浄化槽の適正な管理に努めてください。

じん芥処理手数料の一部を改正

じん芥処理手数料の一部が、四月一日からつぎのとおり改正されました。

じん芥処分地持込み処理手数料

○ 一般廃棄物
一回一㌧以下　二〇〇円
一㌧を超え、一㌧以下増すごとに　二〇〇円

○ 産業廃棄物（建築廃材のうち、可燃性のもの）
一回一㌧以下　二〇〇〇円
一㌧を超え、一㌧以下増すごとに　二〇〇〇円

なお、産業廃棄物（建築廃材のうち可燃性のもの）の持込みについてのくわしいことは衛生課へお問い合せください。

あなたも参加を

5月17日に健康マラソン

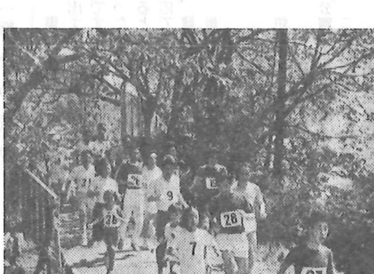
昨年の大会から

健康づくりのためにジョギングをしている人も年々増えている現在、走ることを愛好する多くの方々が自分の走力を自覚し、自分なりの記録に挑戦していただきながら健康づくりをしょうと、陸上競技協会が教育委員会と体育協会後援のもとに第四回健康マラソン大会を行います。

年々参加者が増え、子供から老人まで男女を問わず走っています。

あなたもぜひ参加してみてください。

とき　五月十七日（日）
開会・九時三〇分
出発・十時（雨天決行）

ところ　二宮小（スタート・ゴール）

走路　二宮小～山西小前～中里（往復）

距離　五〇〇〇㍍、三〇〇〇㍍、二〇〇〇㍍（希望する距離に申し込んでください）

参加資格　町内在住、在勤の方で、日常多少なりともジョギングや他の運動をしている方。

記録証　参加者には記録証を交付しますので各自記入する。

申込み　なるべく早く教育委員会へ申込んでください。（当日も受付けます）

注意　①参加者は役員の注意事項を守ってください。
②警察官や交通指導員の指示を守ってください。なお、伴走は認めません。

健康づくりは自らが

町も側面からお手伝い

私達の健康状態は、生活の向上や公衆衛生施設の推進などにより、年々改善されてきました。しかし、その反面では脳卒中や心臓病などの慢性疾患また、精神的緊張による神経性疾患や食品添加物の問題、人口増加に伴う地域医療体制整備の問題など、早急に解決しなければならない多くの問題があります。

言うまでもなく、健康は生きがいに満ちた生活を実現する基本です。その意味で、自らが自分の健康は自分で守るため、日頃から積極的な健康づくりを推進することが必要です。

町でもそのお手伝いとして、各種検診や相談事業などを行っていますので、多くの方が利用されるよう願っています。

また、みなさんに密着した健康保持増進と管理に必要なことを積極的に推進するため、「二宮町健康づくり推進協議会」を設置し、健康づくり対策を総合的に審議しています。さらに、各地区では「健康かながわ普及員」が各種事業への参加呼びかけや実践活動に活躍しています。

なお、健康づくり推進協議会のメンバーはつぎのとおりです。（順不同・敬称略）

内海　竜彦	町議会
松本　栄治	区長会
蓮実金一郎	衛生委員
山崎　国光	民生委員
佐藤陽一郎	町内医師会
鈴木平八郎	商工会
西山喜徳郎	体育協会
関山　孝	二宮小
小沢　薫	一色小
市川　茂	山西小
竹内　寛	二宮中
鈴木　至郎	二宮西中
小島　菊代	二宮高校
松本　たま	婦人会
佐久間正美	平塚保健所

富士見が丘二丁目

区衛生委員に岸氏

富士見が丘二丁目地区の衛生委員がきまり、町長から委嘱状が渡されました。
（敬称略）

氏名　岸　敏明（新）
住所　富士見が丘二―6―33
電話　71―三二六五

橋上駅舎工事に協力を

来年10月使用開始めざす

二宮駅を橋上駅舎とし、駅南北を自由に通行できるようにするための工事が三月二十七日から始まりました。完成まで約二年を要しますが、その間、通勤や通学にご迷惑をお掛けすることもあろうかと思いますが、ご理解とご協力をお願いします。

去る三月二十七日、二宮駅橋上駅舎化工事の起工式が行われ、工事が始まりました。

工事は国鉄が発注し、大日本土木（株）が請負い、工事が完了するのは五十八年三月の予定ですが一部を残して来年十月には橋上駅舎を使用できるよう努力します（下表参照）

この工事内容や完成予想図については、本紙や駅南北の立看板等により、すでにご存じのことと思いますが、今後、本格的な工事が始まるため、周辺住民や駅利用者、その他多くの方々にご迷惑をかけることもあろうかと思いますが、町や議会も安全対策には十分注意するよう国鉄や業者に強く要望しています。また、完成までの連絡を密にし、安全かつ速やかに工事が進むよう調整をしてまいりますので、しばらくの間、ご理解とご協力をお願いします。

特に、資材の搬入路となる園芸試験場前～駅北口～内原～国道は大型トラック等の通行が増えます。この時期は八月～来年一月頃ですが、通行時間帯や交通整理員の配置などは十分検討するよう申し入れてありました。

なお、駅前広場へ送迎のマイカーは、できる限り駅構内の利用をご遠慮くださるようお願いします。

駅南口に平塚～国府津間バスが入る

四月一日から平塚駅～国府津駅を走る定期バスが駅南口を経由するようになりました。これにより、二宮駅入口のバス停が廃止されています。

なお、広場の有効利用や橋上駅舎建設工事に伴い、マイカーでの広場への乗り入れはできる限りご遠慮くださるようお願いします。

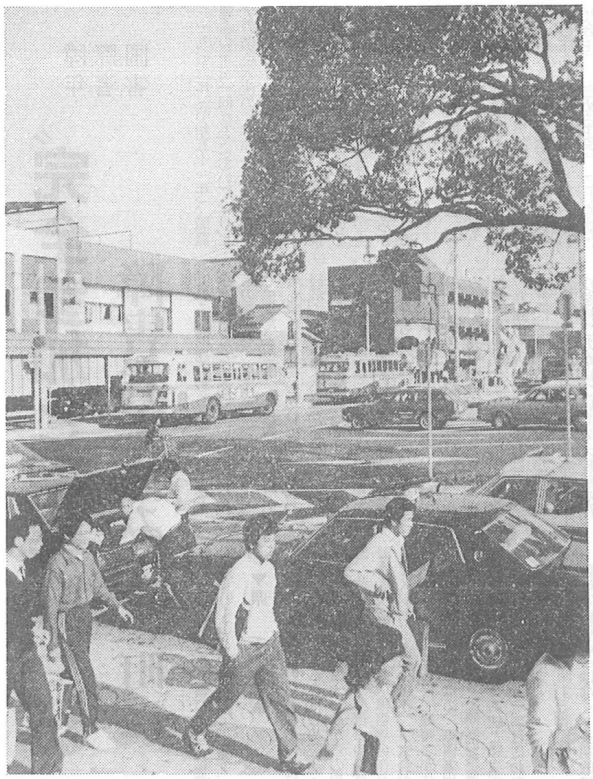

駅南口に平塚～国府津を走るバスが入った

工事工程表

件名　二宮駅橋上本屋工事

工事種別 ＼ 月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	?	?	3
共通施設準備、跡片付	▼56.3着工																									▼58.3完工
基礎工事																										
鉄骨建方(下部)																										
鉄骨建方(上部)仕上げ工事																				▼57.10使用開始予定						
ホーム上家																										
在来施設撤去																										
鉄骨製作運搬(下部)			▼56.4.1着工																							
鉄骨製作運搬(上部)																										

無事故で運動終る

春の全国交通安全運動

みんなで守ろう新入学（園）児を運動スローガンに四月六日～四月十五日の十日間に渡り春の全国交通安全運動が実施された。

この運動は一人ひとりに交通安全思想を普及徹底し、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけて、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、①歩行者、特に新入学（園）児を中心とした子どもの交通事故防止②自転車および原動機付自転車の安全利用の促進、③無謀暴走運動の追放を重点として全国的に行われたものです。

町では二宮町交通安全対策協議会が主唱し、町議会、区長会、大磯警察署、大磯地区交通安全協会、各幼・保育園、安全運転管理者会、婦人会、民生児童委員、各小・中学校、PTA、父母の会、母の会、その他関係機関団体の協力を得て行われた。

運動期間中には元町老人クラブ員を対象とした講話および映画による老人交通安全教室や二宮小学校、二宮西中学校の生徒を対象とした横断歩道の正しい渡り方、自転車の安全な乗り方、交通ルール等による交通安全教室を行い、お年寄り、生徒達は交通安全に対し一人ひとりが熱心に耳を傾けていた。

また各小学校の新入生を対象に交通安全を願って、ワッペン、花束を入学式の席上で渡された。

さらに街頭指導の徹底、道路パトロール、自転車街頭無料点検、交通安全「ひと声」パトロール等を行い交通安全の充実を図った。

交通安全に対する町民への周知が図られ連動期間中においては交通事故はゼロ件でしたが、町民一人ひとりが一日一日が交通安全運動であるよう心がけましょう。

町内交通事故発生件数　（各年中）

件＼年	昭和53年	昭和54年	昭和55年
214件	66件	67件	81件

交通年鑑より

新入生の横断歩行訓練

四月一日から町税条例改正

昭和五十六年三月二十七日、国会において地方税法等の法律改正が可決され、これにともない町では町長の専決処分により「二宮町税条例」の一部を改正し、四月一日から施行しました。

改正された内容は次のとおりで、これについて次回の議会に提出し、承認を受けることになっています。

一、町税条例の改正点

①個人均等割の非課税について当町に住所を有する者で、前年中の所得金額が一定額以下である者に対しては均等割を課することができないことになっており、この所得金額を二〇万円から二一万円に引上げる。

②法人等の均等割の税率について法人等の区分の対象に資本の金額、出資金額のほかに資本積立金額を加える。

③軽自動車税の納期について月割課税制度を廃止する。

また軽自動車税の税率の特例期間について昭和五十三年度～昭和五十五年度を昭和五十三年度～昭和五十七年度とする。

二、地方税法関係の改正点

①個人住民税のうち、昭和五十六年度限りの措置として所得の金額が本人、控除対象の配偶者および扶養親族の合計数に二七万円を乗じて得た金額（四人世帯で一〇八万円）以下の方について、住民税所得割を非課税とする。

なお非課税措置をとる場合、非課税基準の金額を若干上回る所得を有する者に対する税引後の所得金額が非課税基準の金額を下回ることもあり、これをさけるため税引後の所得金額が非課税基準の金額を下回らないよう所要の措置をとることとする。

②年齢七十歳以上の老人配偶者控除を二二万円から二三万円に引き上げる。

③固定資産税の新築住宅に係る減額措置について床面積要件を四〇平方㍍～一〇〇平方㍍を四〇平方㍍～一六五平方㍍として一〇〇平方㍍までを減額の対象とする。

④脱税の場合の賦課権の除斥期間の五年を七年に延長する。

軽自動車税の課税方法改正

軽自動車税は毎年四月一日現在に軽自動車等を所有している方に対して課税するものです。

軽自動車等のうち①四輪の軽自動車、②二輪の小型自動車、③農耕作業用以外の小型特殊自動車について、四月二日以降に取得または廃車したとき、その所有日数に応じて課税する（月割課税という）ことになっていましたが昭和五十六年四月一日から地方税法の改正により、四月一日現在の所有者に年税額で課税することになりました。

改正の一例を上げると、五月一日に廃車した場合、年税額で課税されて廃車以後の月数に応じた税額の還付はありません。また五月一日に取得した場合は課税されずに五十七年四月一日から課税されます。

障害者国際年

"完全参加と平等"障害者も住みよい町に

一九七六年（昭和五十一年）、国際連合の第三一回総会において、リビアの国連大使の呼びかけで、全会一致により今年を国際障害者年とすることが決定しました。

国連の報告によると、地球上に現在四億五〇〇〇万人の障害者がいると言うことです。これは私達一〇人に一人が身体的、精神的になんらかの障害を持っていることになります。

国際障害者年は障害者の社会への「完全参加と平等」をテーマとして、その実現を促進するために、世界中でさまざまな行動が行われています。「完全参加」とは障害者がそれぞれの住んでいる地域で、人間らしい社会生活が営めるよう、これを妨げている諸問題を取り除き、社会参加を進めることであり、いろいろな施策の決定も、障害者が参加することで、また、「平等」とは障害者も健常者も同等の生活を送りつつ、社会や経済の発展による豊かさを等しくわかちあうことを意味します。

この「完全参加と平等」の実現をめざして、適切な援護、訓練、治療等とともに、適切な教育、仕事につく機会をつくり出す。また、すべての人々の理解と協力を呼びかけ、住みよい「まち」の環境を検討し、まちづくりを進めようとしています。

私達の一人一人が障害とは、障害者とは、障害者問題とは何か、それは自分や社会とはどのようなかかわりを持つのかについて考え理解を深め、「ともに生きる社会づくり」に参加していくことが望まれています。

年1度の運動会も楽しみのひとつ

▼県では▲

このような趣旨のもとに、県では各種のシンポジウムをはじめ、小・中学生の作文や学生・一般からの提言、活動記録の募集、交流会や身体障害者技能競技大会、障害者の作品展とスポーツ・福祉ギャンプ大会などを行います。さらに、障害者が住みよい環境をつくるため、障害者用の住宅の建築、交通安全施設の整備、雇用環境の改善、職業訓練と職業訓練施設の改善など、五一項目にわたる事業を実施します。

また、障害者に関する問題は、一～数年で終ることはなく、長期的に考えねばなりません。そこで、県全体を通して長期計画を策定し、実施に移すべく準備を進めています。

▼町では▲

一方、町でも従来から行ってきた身障者（児）対策をさらに充実、発展させるための計画を進めています。特に、身体障害者慰安激励大会、スポーツ大会、家族合同研修慰安会、働く身障者のつどい、精神薄弱者（児）激励大会などは力を入れています。また、身障者が暮しやすいように住宅を改良したり、身障児用補装具の購入、医師の治療を受けた場合の補助なども引き続き行います。

さらに、今年度の事業（今後継続される事業も含む）としては特別給付金の支給、地域作業の指導事業身障者補装具自己負担分の補助、介護人のための講習会、身障者手帳診断料の補助など、多くの事業が計画されています。

また、福祉の拠点とも言える社会福祉センターを身体障害者がより使いやすい施設とするため、手すりやトイレの改良、点字ブロックの設置などを行います。

▼みなさんも▲

以上のように、県や町をはじめ、国でもいろいろな事業を行い、身体障害者が社会にとけ込み、真から暮らしやすくなるよう努力しています。

そこで、これをさらに充実し、心の通ったものとし、日常生活も安心できるよう、みなさん一人一人の力を借りねばなりません。ちょっとした身近な所で、ちょっとした心使いが国際障害者年を実り多きものにし、将来にわたってもほんとうに住み良い生活環境ができると思います。

○　車いすで路肩や階段をあがろうとしている人があったら手を貸す

○　目の不自由な人が道路を渡ったり、電車やバスに乗降する時、声をかけたり手を貸す。

○　電車やバスの中などで立っている障害者があれば席をゆずる。

○　隣り近所の障害者には、ふだんから心配りをし、天災、人災、その他、万一の場合の対策を話し合いや、協力し合って救出する。

などがあり、そのほかにも、身近にできることはたくさんあると思われます。もう一度、みなさんで考え、できることから手掛けてください。

障害者年情報センターの利用を

国際障害者年情報センターでは障害者のみなさんの活動、行事や催し物の案内、資料・刊行物の紹介と提供などのお手伝いをしています。

また、国際障害者年によせる声や願い、その他、情報をお待ちしてます。

テレホン相談は、日曜日を除く毎日九時～十七時（土曜日は十二時）まで受け付けています。

電話番号　〇四五―312―六三〇四

社資募集に協力を

あなたの善意を赤十字へ

今年も五月を中心に、赤十字社員増強運動が全国いっせいに行なわれています。

赤十字は人道と博愛の精神を基調とし、明るい平和な社会を築きあげていくための活動をしています。

たとえば、血液事業の推進、看護婦の養成、天災・人災の場合、負傷者の医療救護や救護物資などの贈呈、義援金品の取扱いなどを行っています。また、救急法、水上安全法、家庭看護法等の普及、病院経営、難民救護、その他世界の平和と人類の福祉に貢献しています。

これらの事業経費は、みなさんの赤十字への理解によって、赤十字社員になっていただき、毎年納めていただく社費でまかなわれています。

赤十字の社員は赤十字の奉仕者（各地区の区長、組長、民生委員）がお宅に伺ったとき、社費（三〇〇円以上）を添えて申し込めば、それで赤十字社員に登録され、赤十字を通じて世界の平和と人類の福祉につながる人道的な事業に参加することになります。

あなたの善意を赤十字にお寄せください。

老人医療証の書き替えを

老人医療費受給者証または高齢者医療証の交付を受けている方は、現在お持ちの受給者証が、六月三十日で使用期限が切れるため、ここで受給資格の更新申請が必要です。

申請をしないと、引き続き医療費を受ける資格があっても、実際に七月以降の医療費が支給されないこともあるので、必ず申請してください。

申請の日時については、五月下旬の予定ですが、場所等と合わせ、本人に通知します。

なお、申請に必要なものは、①健康保険証、②老人医療費受給者証または高齢者医療証、③印鑑

お問合わせは福祉課へ

園芸

五月の家庭園芸

野菜

種まき、植え付け

晩霜の心配がなくなると、露地菜園の最も忙しい時期に入ります。

上旬にスイートコーン、エダマメ、ミツバ、オクラ、シソなどがまきます。カボチャ、キュウリ、ヘチマ、インゲンも直（じか）まきの適期です。またラディシュ、カイワレダイコン、ツマミナ類は随時まくことができます。変ったものではひめサザゲ、十六サザゲも上旬がまき時です。さやの長さ三〇―三五㌢の未熟ものを収穫して食べると、七月上旬から九月までの長期間にわたってインゲンの代わりに毎日利用できます。

露地植えのトマト、キュウリナス、ピーマン、トウガラシ、ヘチマなどは上・中旬が植え付け適期です。一週間ほど前までに堆肥や肥料を入れて地ごしらえをした植え床やプランターに植え穴を掘り、たっぷり灌水したあと深植えをしないように植え付け、ポリマルチして地温を高めます。茎が太く、節間がつまって葉が厚く、緑の濃い苗が良い。また根のしっかりしたものを植えるのもコツです。

管理と病害虫防除

テントやトンネル除覆後または露地植え付け後の果菜類の支柱立て、誘引は早めに行う。また、追肥は十日に一回くらいとし、つるの誘引、整枝も念入りに行います。

病害虫も増え、害虫にはマラソン乳剤、病害にはダイセン水和剤等を早めに散布します。

果樹

摘果、袋かけ、芽かき、薬剤散布

モモ、ナシの摘果、袋かけの時期に入ります。モモは豊円な幼果を長果枝で二果、中果枝で一果程度残し、ナシでは一花房で三―四番目に咲いた果実で葉陰にあるものを一果残して袋をかけます。無袋栽培では、摘果数を定めるようにします。

カキは下旬の開花時に人工授粉して着果結実を良くします。

雄花の着生する品種（弘寺丸、御所など）は開花一～二日前の雄花のつぼみのかく片と花弁をとり、半日位い日干して使います。

ブドーは二結果母枝から三～四本に制限して芽かきをします。ナシ、モモの枝から出る不定芽も除去します。

今月は害虫、病害とも薬剤散布はがかせません。

花卉・花木

草花の種まき、植え付け

アサガオ、マツバボタンは上旬に種まきし、ベゴニア・センパフローレンス、コリウス、ペチュニア、サルビヤなどの植え付けは中旬までが適期です。

ソテツ、シュロチク、ドラセナなどの観葉植物の定植と株分け、移植をしましょう。

管理と病害虫防除

イブキ、イヌツゲ、ゲッケイジュなどの生け垣の刈り込み時期です。茎花、花木とも病害虫特にアブラムシの防除は早めに行います。

（神奈川県園芸試験場）

奥さん町の物価ご存じ？

消費生活モニターの活動から

町には消費生活モニター制度があり、10人のモニター（公募）が1年間、消費生活に関するいろいろな意見や苦情を町に寄せています。また、町内の物価調査も随時行っています。毎月お知らせしている物価調査もこの方々の調査によるものです。

昨年度またそれ以前のモニターが寄せた意見などから、町内の消費傾向をまとめてみると、つぎのようなことがわかります。

◎消費者に生活防衛の意識が高まっている。

①よけいなものを買わず、よく考えて買っている。

②品物をよく見ている。

③製造年月日、添加物などを注意して見ている

◎信頼できる店で買い物をする傾向が強まった。

①店を選び、信頼できる店で買うようになった。

②肉などは専門店で買う傾向が強まった。

③店員の応対や商品の回転の早さなどもよく見ている。

◎その他全体的な意見をまとめると

①新県道や北口通り、その他多くの場所で道路上に商品をならべているため、歩行者、自転車などが危険であり、車の通行も妨げている。

②買い物客用の駐車場がほしい。

世界農林業センサス

進む都市型農業

農家数・耕地面積は安定傾向

昨年二月一日現在で行われた世界農林業センサスの概要がまとまりました。＜神奈川県下のみ＞

この調査は、昭和二十五年に第一回が行われ、以降十年ごとに実施されています。調査対象は、全国の五㌃以上の耕地を保有しているか、または過去一年間に一〇万円以上の農産物の販売金額のある農家でした。

……県下の概況……

鈍化著しい農家の減少

県下の農家数は四万八六二六戸で昭和五十年の農業センサス（以下前回）にくらべ三〇三五戸（5・9%）減少したが、その減少度合は、過去の調査のうち最も低かった。

専業農家の減少鈍る

専業農家は前回の六四七八戸にくらべ8・6%減少し、五九二二戸となった。しかし昭和四十年から四十五年の四六三三戸（32・0%）、昭和四十五年から五十年の三三六五戸（34・2%）減っているのにくらべこの五年間は減少が大きく鈍化しているのが目立ちます。

経営耕地面積二㌶以上の農家が順調に増加

経営耕地面積規模別農家数は、二㌶以上と〇・三㌶未満の農家が増えその他はいずれも減少している。特に二㌶以上の農家は順調に増加しているのが目立ち、昭和四十年五四九戸、四十五年五五五戸、五十年五五七三戸、そして今回は六四〇戸であった。

県総人口の3・6%に低下した農家人口

農家人口は、二四万八九八一人となり、前回より二万八二〇六人（10・2%）減少した。

経営耕地面積の減少鈍る

経営耕地面積は前回にくらべ二八八三㌶（9・8%）減少して二万六六三二㌶となったが、昭和三十五年以後15・8%〜20・0%の減少を見せていたものが一ケタ台の減少にとどまり、減少の度合いは前回以前より鈍化している。

……町内の概要……

専・兼業別農家数

総農家数　三四五戸
専業農家数　四六戸
第一種兼業農家数　六二戸
第二種兼業農家数　二三七戸

経営耕地面積規模別農家数

〇・〇五〜〇・一㌶　七三戸
〇・一〜〇・三㌶　一一五戸
〇・三〜〇・五㌶　五〇戸
〇・五〜〇・七㌶　三九戸
〇・七〜一・〇㌶　二五戸
一・〇㌶以上　四二戸

農業就業人口

総人口　五七八人
男　二三三人　女　三四五人

経営耕地面積

総面積　一万四四一〇㌃
田・六九七㌃　畑・五二〇四㌃
樹園地・八五〇九㌃
耕作放棄地　九八六㌃

作物作付面積＜抜粋＞

野菜・三〇㌶　みかん・七五八〇㌃
いも類・飼料それぞれ　一一㌶
ぶどう・六五㌃　かき・二〇〇㌃
くり・一五六㌃　うめ・三二一㌃

施設園芸農家と面積

施設園芸農家数　九戸
ハウス　五戸　一七㌃
ガラス室　六戸　二八㌃

家畜飼養農家と頭数＜抜粋＞

乳牛　四三戸　六〇六頭
肉牛　四戸　一一頭

保有山林面積と農家数

総農家数　一五三戸
総面積　七八㌶
〇・一〜一・〇㌶　一三四戸
一・〇〜五・〇㌶　一九戸

これらから見る限り、町内の農家七割近くが農業を副業的に行い、面積も一戸当りでは割合少く、三〇㌃以下が半分以上を占めている。また男よりも女が就業している割合が多く、県下とは逆の傾向になっている。

どのような作物を作っているかという点で見ると、やはりみかんが圧倒的に多く、群を抜いている。

これらを総合してみると、都市型農業とも言える傾向にあり、専業農家と、わずかな耕地を他の仕事の片手間や主婦、老人などが耕作するいわゆる三チャン農業とに分かれつつあることがうかがえます。

農業共済

運営協議会委員きまる
損害評価会委員も改選

農業共済事業の運営の調査審議をする農業共済事業運営協議会委員七名と、農業共済に関連する損害防止や認定の調査審議をする損害評価会の委員十名がきまりました。

両会とも四月一日から三年間の任期で、天災や天候異変などで農作物の収量が減った年などには特にご尽力いただくことになります。よろしくお願いいします。

運営協議会委員

町議会議員二名、農業共済加入者のうちから二名、学識経験者三名で構成されています（敬称略）

会長　井上　浩　一色
副会長　神保　信三　妙見
委員　国見　太助　中里
〃　原　政蔵　下町
〃　内藤　邦治　茶屋
〃　小沢　秀夫　梅沢
〃　二見　操　川匂

損害評価会委員

町長が議会の同意を得て委嘱した十名で構成されています（敬称略）

会長　井上　浩　一色
副会長　内藤　邦治　茶屋
委員　諸星　重利　一色
〃　露木　総一　〃
〃　国見　太助　中里
〃　関山　正二　〃
〃　原　政蔵　下町
〃　山口　松義　妙見
〃　杉崎亥三郎　釜野
〃　杉崎　徳光　〃

故原委員の後任

田代良輔氏が農業委員に

町農業委員会委員は、去る三月に原利男氏が急逝され、欠員がありましたが、このたび川匂一〇六番地の田代良輔さんが後任に決まりました。

田代さんは六十六歳。現在、平塚市中央農業協同組合の地区担当理事として活躍中で、過去には農業委員会委員三期（九年）、町議会議員一期（四年）を勤められました。

故原氏は、農協推薦で農業委員会委員となられ、田代さんも農協の推薦を受けて町長が委嘱しました。

なお、任期は故原氏の残任期間である七月十九日までです。

農委選挙は七月に
確定の有権者は七六五人

町農業委員会委員の任期（三年）が七月十九日で満了となるので、七月に選挙が予定されています。

このため、町選挙管理委員会が本年度の農業委員会委員の選挙人名簿を調製し、三月三十一日現在の有権者数等がこのほど確定しました。

これによると、有権者数は七六五人（三三六世帯）で、昨年度より二二人減少しました。

なお、現在、町農業委員の定数は一四名で、選挙で一〇名、町議会の選出三名、農業協同組合の選出一名で構成されています。

各地区別の有権者数は下表のとおりです。

昭和56年度 農業委員会委員選挙人名簿登録者数

区分＼大字	一色	中里	二宮	山西	川匂	合計
男	147人	68人	76人	67人	38人	396人
女	149	59	63	57	41	369
計	296	127	139	124	79	765
世帯	99	62	79	67	29	336

（昭和56年3月31日現在）

標準小作料を改定

三年に一度、標準小作料の改定が行われますが、今回、昭和五十六年から五十九年までの三年間、つぎの料金に決定しました。

田（一〇㌃当り）一万六〇〇〇円
（中庸の田とする）
畑（一〇㌃当り）一万四五〇〇円
（中庸の畑とする）

これは、小作料協議会が審議し、農業委員会が決定したもので、あくまで目安で、貸し手、借り手相方の協議で金額が決まることになります。

名所・旧跡めぐり

(17)

茶屋(ちゃや)の薬師堂(やくしどう)

二宮の総鎮守、川匂神社の一の鳥居（国道一号線、坂上の北側）のわきに茶屋の薬師堂があります。

新編相模風土記には、二宮明神の本地堂と記してあります。つまり、薬師は川匂神社の本地仏であったわけです。むかしは神仏混淆で、神社とお寺が共存共栄の関係にありました。それが明治維新後の神仏分離令により、川匂神社と別れ茶屋町の大字持になったのですが敷地は現在でも川匂神社の社地です。堂の前には大きな銀杏の樹があり川匂神社の注連（しめ）掛木といわれていました。また、そこに鐘楼があり、元禄年間に造られた鐘がかかっていたということです。

この薬師が現在のお堂に、おさまるについて、次のような話が伝わっています。

時は慶応四年、幕府の軍勢が鳥羽伏見の戦に敗れ、王政復古の世となり、官軍が江戸をめざして来ました。そのとき薩摩ッポーは乱暴で、寺や仏像を片っぱしから打毀してしまうという噂がまことしやかに伝って来ました。そこで茶屋の人々は、なんとか薬師さんをお守りしようと、相模屋の下屋へ隠してしまいました。その後、明治の終り頃、大風が吹いて下屋が壊れてしまったので、密厳院に預ってもらいました。やがて明治から大正になり、町内の人々が三ケ年掛金をして、新しいお堂をつくり、漸く現在地におさまったというのです。

そんなわけで、いつの間にか胎内仏はなくなり、十二神将もひどく痛んでしまいましたが、丈六の本尊は堂々たるもので、町の重要文化財に指定されています。古い記録では行基作となっていますが、専門家の鑑定によれば、江戸時代の作であるということです。

なお江戸時代の東海道分限絵図に、この薬師堂のあたりに一里塚と高札場がありました。現在その位置も大体確認されております。

二宮明神の本地堂

住民の声

老若同居に思う

最近、新聞やテレビ、ラジオなどでよく見聞きすることですが、老人が老人ホームなどの施設で一人さみしく生活し命尽きる時もだれも来ない。このようなことで良いのでしょうか。

私が同じ状況に置かれたら耐えきれなくなると思います。

幸いにして、私の家ではこのような問題を起こさずに済みそうですが、世代の異る家族が、ある程度自由奔放に生活できるこの時代に同居することはそれなりにむずかしいこともあります。しかし、そこは血の通った家族です。いろいろ問題はあるにしても、明るく、なごやかな家庭がきっとできると思います。またそうなるよう努力しなければならないと思います。

みなさんもご一考を。

川匂一六七—三　後藤ツネ子（50歳）

子ども達が遊べるよう道路の開放も

町は地域住民のニーズに対応しつつ大きな発展をとげ、住みよい町になってきました。

特に、私の住む原田地区は駅に近いこともあり、環境的、地理的に恵まれていると思います。

道路はほとんど整備舗装され、人、車の通行は便利になり、街路照明灯等も設置されて、明るくなってきました。

しかし、道路の整備により交通量が必然的に増大してきている今日、遊び場の少ない児童は道路あるいは空地に遊び場を求めざるを得なくなっています。

私も休日等暇をみてはキャッチボールをして子どもの相手をしていますが、「道路では遊ばないように！」と声をかける前に、今一度、交通量規制等の対策があればと思う次第です。

二宮七五〇番地　松木　昌一（37歳）

住みよい環境づくりのために自然の保全を

二宮町は自然とマッチした住宅都市であり、また年々、遊園地等憩いの場が整備され、住みよい町になってきています。

しかし今日、小田原市で百合が丘側にごみ焼却後の最終処分地を建設するという話が出ているそうですが、ここで一言。

私は以前、富士見が丘にいて「つばき園」からの煙、悪臭に悩まされましたが、これは新焼却場の建設により解決されるようです。しかし、今回の小田原市の最終処分地の建設は町に新たな問題を投げかけていますが、「自然豊かな町」のイメージは守りたいものです。

百合が丘二—29—20—22　林　膺子（26歳）

印紙税額が二倍に
五月一日から引上げ!

昭和五十六年五月一日から印紙税の税額がかわった。

改正の主な点は次のとおりです。

○いままで一〇〇円の印紙税がかかっていた文書の印紙税が二〇〇円になる等、印紙税の税額が二倍に引き上げられた。

○商品券、ギフト券等の物品切手で券面金額が記載されていないものであっても、引換給付される物品の価額が明らかなときはその金額に応じて印紙税がかかることになった。

○不動産売買契約書、請負契約書等で契約金額が記載されていないものであっても、見積書、注文書等を引用しているときはその見積書、注文書等に記載されている金額に応じて印紙税がかかることになった。

印紙税のかかる文書には同じ種類の文書であっても、その文書に記載されている金額によって納める印紙税の税額が異なるものがあるので、文書をつくる際には間違いのないようによく注意してください。

なお納める印紙税の税額を間違ったときやはり忘れたとき、その他印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、税務署へお気軽におたずねください。

国年保険料の納期が改定

国民年金保険料の納期が昭和五十六年四月一日から改定されました。第一期(四、五月分)納入期限五月二十五日、第二期(六、七月分)納入期限七月二十五日、第三期(八、九月分)納入期限九月二十五日、第四期(十、十一月分)納入期限十一月二十五日、第五期(十二月、昭和五十七年一月分)納入期限昭和五十七年一月二十五日、第六期(二月、三月分)納入期限三月二十五日になりました。

年金受給のために期限内に納付しましょう。

通り魔犯罪などの遺児らに愛の手を

通り魔殺人や爆弾事件などの犯罪により、保護者を失った遺児らは、その多くが経済的援助を必要としています。

「財団法人・犯罪被害救援基金」では、これら犯罪被害遺児を対象に就学援助を行うため、みなさんから浄財を募っています。

なお、寄付金は、所得税法や法人税法の免税措置の対象となる予定です。

募金の問い合わせは大磯警察署(電話72－〇〇一一)または、県警察本部(電話〇四五－211－一二一二)へ。

七月に事業所統計調査

ご協力をお願いします

七月一日、全国いっせいに「事業所統計調査」が行われます。

この調査は、国内すべての事業所を対象に行われる最も基本的な統計調査のひとつです。

事業所とは、会社や工場はもとより、店舗、官公庁、病院、学校、神社、寺院なども含まれています。

この調査は昭和二十二年に初めて行われ、今回は十三回目に当ります。

調査員が六月下旬にあなたの事業所を訪問し、調査票の記入をお願いします。その後七月中旬までには調査票の回収にうかがいますので、よろしくお願いします。

調査内容は統計資料以外に使われることはありませんので、正確に記入してください。

大塚氏が行政相談員に

町には、行政管理庁長官が委嘱した行政相談員がいます。

行政相談員は、公平な立場で、恩給や年金、労災、登記、郵便、電話道路、公害のほか、その他いろいろの各役所においての相談あるいは苦情等についてみなさんから受けています。

町の相談員は、大塚鉄之助さんで電話は71－一六三七番です。お気軽に相談をかけてください。

野鳥を飼う時は届け出を!

保護鳥は捕獲が禁止されていますが、特に生息が多く、従来から飼養の習慣がある保護鳥(マヒワ、ウソ、ホオジロ、メジロなど)を愛がん用に捕獲し、飼養するときは町長の許可が必要です。

また現在これらの保護鳥を飼養している方は、飼養許可期間(一年)が過ぎると無効になります。その場合、一年ごとに更新していただくことになります。

この手続きは今まで県で行っていましたが、今年一月から町で済むようになりました。

期限の切れる一か月前から受付ますので経済課へ届け出てください。

住宅資金の利子補給制度

勤労者が住宅を新・増改築、または購入のため、労働金庫や友愛労働信用組合の住宅ローン等を使用した場合、利息の一部を町が補給する制度が勤労者住宅資金利子補給制度です。

この制度の利用資格、利子補給額等はつぎのとおりです。

受給資格

①町内に一年以上居住していること
②県内の事業所に勤務していること
③自己が所有し、かつ自ら居住する住宅を町内に新築または増改築、あるいは購入すること。

以上、三つの要件を満たし、県労働金庫または県友愛労働信用組合から住宅資金の融資を受けた方に限ります。

補給額

利子補給の額は、融資の額(二〇〇万円を超える場合は、二〇〇万円を限度額とする)に応じ、三年間補給します。

たとえば、五〇〇万円の融資を受けた場合、対象額が二〇〇万円ですので、限度いっぱいまで対象となり補給額は毎月三一〇〇円、一年間で三万七二〇〇円、三年間では一一万一六〇〇円となります。

くわしいことは福祉課へお問い合わせください。

老人居室整備資金の貸付け

県では、お年寄りと同居してなごやかな生活をしていただくために、お年寄り専用の部屋を新・増改築する場合に資金の貸付けをしています。

貸付けの対象

①現在、六〇歳以上の老人と同居しているか、同居しようとする方
②県内に一年以上住所がある方
③貸付金を償還できる方

貸付けの対象となる工事

①貸付けを受けようとする方が居住し、または居住しようとしている家屋に老人専用居室を新・増築または改築する工事

貸付けの条件

①貸付件数　県下一五〇件
②貸付限度額　一件一五〇万円
③利率　年三%
④償還　六か月据置後、月賦、半年賦、年賦のいずれかにより九年六か月で償還する。
⑤申込期限　第一回・五月十一日～六月十三日
第二回・九月二十一日～十月二十四日

問合せ　福祉課

飯塚氏が三〇万円を寄贈

四月二十一日に、茶屋の飯塚盈之助さんが社会福祉事業の資金に役立ててくださいと三〇万円の寄贈がありました。

ありがとうございました。

おしらせ

善意

二宮町図書館へ

戦場は星空の彼方に
(夫の生還祈る女医の日記)
谷戸　相馬　翠さん
七里が浜
大磯町国府新宿　宮内寒弥さん
世襲企業他一冊
北新道　片木康子さん
ドリトル先生の楽しい家
北新道　松島明美さん
学研えものがたり(そんごくう)　他五冊
上町　杉山雅康さん
秘密探偵JA他七冊
富士見が丘　広瀬　玲さん
世界の伝説一年生他三冊
中里　村越幸子さん

新着図書

カラー写真と物語=世界の城　北海道新聞社編
サンセット法概説　森田　徳
現代法学全集(全五四巻)
情報論(全二巻)　瀧　保夫
アメリカ草枕　大岡　信
山頭火の道　大山澄太
西欧文学とドストエクスキー　B・レイゾフ編
日本の心(現代日本写真全集・全一二巻)　重森弘淳監修
たべもの語源辞典　清水桂一編
藤村の童話(全四巻)　島崎藤村

県・町合同相談

県・町政や法律、交通事故などの問題について、弁護士や各相談員が相談に応じます。

お気軽にお出かけください。

とき　六月二日(火)十三時～十六時
ところ　百合が丘バスターミナル(ストアー・エボシ前)
その他　平塚合同庁舎内でも随時受付けています。あらかじめ電話で受付け日を確認のうえ、お出かけください。(電話22－二七一一)

おかあさんの乳幼児歯科教室

平塚保健所では毎月一回、開催日に八か月～一歳になるお子さんをお持ちのおかあさんまたは養育者を対象に乳幼児歯科教室を開催しています。

お気軽にお出かけください。

日程　( )内は対象児
○六月十二日(昭和五十五年六月～十月誕生児)
○七月十日(昭和五十五年七月～十一月誕生児)
○八月十四日(昭和五十五年八月～十二月誕生児)
○九月十一日(昭和五十五年九月～昭和五十六年一月誕生児)
いずれも十三時三十分
ところ　平塚保健所講堂
その他　筆記用具持参
申込み・問合せ　平塚保健所(32－〇一三〇)

土木・管工事技術者の研修

全国建設研究センターでは、一級土木工事技術者と一級管工事技術者の特別研修を行います。

一級土木工事技術者

資格　〇二級土木施工管理技術検定に合格していること
〇土木施工管理に二五年以上の経験があること
来年三月末で五十歳以上となること
受講料　五万円
申込み　五月十一日から二十五日までに、東京都千代田区永田町一－11－35全国町村会館内　財団法人全国建設研修センター土木研修課へ郵送で。なお、申込書は県庁または建設弘済会で無料配布しています。

一級管工事技術者

資格　〇二級管工事施工管理技術検定に合格していること
〇五月二十日で五十歳以上となること
〇管工事施工管理の主任技術者や主任監督員として五年以上の経験を含め二十五年以上の実務経験があること。
受講料　五万五千円
申込み　五月六日から二十日までに土木工事技術者と同じ全国建設研修センター管工事研修課へ郵送する
申込書も土木工事技術者と同様に配布します。
その他　土木・管工事技術者とも問合せは全国建設研修センター(電話〇三－581－〇一三八)へ。

基礎家庭看護法講習会に参加を

日赤神奈川県支部湘南地区では病人の看護法や病気の予防、老人看護など、健康な家庭づくりに役立つ知識や技術を指導する基礎家庭看護法の講習会を行います。

と　き　六月五・九・十二日、いずれも十時～十五時
ところ　平塚合同庁舎(予定)
定　員　申込先着二〇名(女性)
条　件　三日間完全に参加できる方
講　師　日赤神奈川県支部家庭看護指導員
その他　①正規講習で資格が与えられます。②食事は用意します。
申込み　福祉課または日赤湘南地区(電話22－二七一一)

役場人事

〈配置がえ〉四月一日付
経済課主事　須藤　政雄
〈採用〉四月一日付
衛生課保健婦　森谷　博子
〈退職〉一月二十日付
衛生課清掃作業員　小沢　喜一
四月一日付
福祉課百合が丘保育園保母　髙橋　裕美

今月の納期

国民年金保険料　第1期
5月25日まで
国民健康保険税　第1期
6月1日まで

編集室

○この広報は五月九日企画課を発送しました。
○「広報にのみや」へのご意見は企画課へお寄せください。

町の人口(人口統計より)

	4月1日現在	前月との比較
人口総数	27,564人	△41人
男	13,603人	△16人
女	13,961人	△25人
世帯数	7,757世帯	+2世帯